

疾病入院特約(2001)

(代理請求特約 [Y] 付疾病入院特約(2001) 付リビングニーズ特約付集団月掛扱無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】)

疾病入院特約(2001)は、公立学校共済組合「福祉保険制度」で病気による入院の保障をご準備していなかった方でも、簡単な告知をしていただくことで新たに保障の準備をすることができます！

意向確認【ご加入前のご確認】

疾病入院特約(2001)は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

特約の内容・特長

- 病気で継続して**5日以上入院**した場合、入院給付金を**5日目**からお支払いします。
- 加入時には告知が必要です。**簡単な告知**で加入できます。※**加入資格の告知内容をご確認ください。**告知内容に該当しない場合は、加入することができません。
- **友の会ライフ保険(75歳型)にセットして、満了(75歳)まで継続**できます。
- **75歳まで継続加入**できます。
平成29年11月1日から、ご加入者が75歳になられた直後の契約応当日の前日までです。
(ただし、年齢は保険年齢です。)
- **満了(75歳)まで同じ保険料率で継続**できます。
(入院給付金日額:3,000円、加入区分:本人)

病気で継続して5日以上入院のとき 入院給付金	3,000 円×(入院日数-4日)
所定の集中治療室管理を受けられたとき 集中治療給付金	3,000 円×集中治療室管理日数
災害や病気で所定の手術を受けられたとき 手術給付金	3 万円・ 6 万円・ 12 万円 (例：虫垂切除術) (例：甲状腺手術) (例：胃切除術)
給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受け、手術の日から継続して30日以上入院したとき 手術後療養給付金	一回の手術につき 3 万円

※病気による入院給付金のお支払日数は、1回の入院について120日を限度とします。
 ※入院給付金のお支払日数は、疾病による入院について通算して1095日を限度とします。
 ※ただし、三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合は、お支払日数の限度はありません。
 ※集中治療給付金のお支払日数は、120日を限度とします。
 ※手術給付金のお支払限度はありません。(ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。)
 ※手術後療養給付金のお支払限度はありません。

● 給付例 61歳の方が胃切除術を受けそのまま50日間入院した場合

(入院の給付 1日につき) **3,000円**×(50日-4日) = **138,000円**
※4日は免責となります。
 (胃切除術〈給付倍率40倍〉) **120,000円** + (手術後療養給付金) **30,000円**
合計 288,000円
 が支払われます。

必要となる保険料 月額**2,778円**

加入資格

本人

今回、**友の会ライフ保険(75歳型)**に加入し、申込日(告知日)現在、申込書記載の告知内容に該当する平成29年11月1日現在、満60歳を超え、満70歳6カ月未満の一般財団法人 公立学校共済組合友の会会員の方。
 なお、**疾病入院特約(2001)のみでのご加入はできません。**
 友の会ライフ保険(75歳型)の加入資格は12ページをご覧ください。

〈告知内容〉

- 申込日(告知日)現在正常に就業し、申込日(告知日)より起算して過去3ヵ月以内に医師により検査・入院・手術をすすめられていません。(検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。)
- 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による治療(初診から終診まで)または薬の処方期間が14日以上要した病気にかかったことはありません。
- 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、別表記載の病気で連続7日以上入院をしたことはありません。

別表

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病、精神病、ぜんそく、慢性気管支炎、気管支拡張症、肺炎腫、リウマチ、膠原病

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。
 ※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

保険料

加入区分【本人】

月額保険料〈保険期間75歳満了、集団月掛扱、入院給付金日額3,000円〉

加入時の保険年齢	男・女共通
61歳	月額 2,778円
62歳	2,874
63歳	2,979
64歳	3,084
65歳	3,189

- ・ 保険料は年齢により異なります。
- ・ 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
 (例) 保険年齢61歳=平成29年11月1日現在満60歳6ヵ月を超え満61歳6ヵ月まで
- ・ 退職共済年金または老齢厚生年金(特別支給の老齢厚生年金を含みます。)からは、2ヵ月分の保険料を控除します。(上記は1ヵ月分の保険料です。)
 ただし、昭和30年4月2日から昭和32年4月1日生まれの方は平成29年度以降、年金が支給される年度までは、「移行(加入)手続き」の提出時に指定された登録口座から、年に1回(10月22日<金融機関休業日の場合は翌営業日になります>)保険料振替を行います。年金の支給が開始された年度の翌年度からは、基本的に老齢厚生年金からの控除になります。
- ・ 上記年齢以外の方は、引受会社までお問い合わせください。
- ・ 記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。